(二)　交付金の交付（第一八条の二関係）

(1)　機構は、年度ごとに、日本郵便株式会社に対し、(一)の(1)の交付金（以下単に「交付金」という。）を交付することとした。

(2)　(1)により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額とすることとした。

イ　郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないもの及び簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

ロ　(二)の(2)の按分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

(3)　機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならないこととした。

(4)　機構は、(3)の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額、(2)のイ及びロに掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならないこととした。

(三)　拠出金の徴収（第一八条の三関係）

(1)　機構は、年度ごとに、(一)の業務及びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収することとした。

(2)　(1)により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、(二)の(2)のイに掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次に掲げる者の次に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とすることとした。

イ　日本郵便株式会社　郵便窓口業務

ロ　関連銀行　銀行窓口業務

ハ　関連保険会社　保険窓口業務

(3)　機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、(1)の拠出金（以下単に「拠出金」という。）の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならないこととした。

(4)　機構は、(3)の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならないこととした。

(5)　関連銀行及び関連保険会社は、(4)による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負うこととした。

(四)　資料の提出の請求等（第一八条の四関係）

(1)　機構は、(二)の(3)又は(三)の(3)により交付金又は拠出金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができることとした。

(2)　総務大臣は、(二)の(3)又は(三)の(3)による認可をするため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができることとした。

(3)　(1)又は(2)により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならないこととした。

(五)　督促及び滞納処分（第一八条の五関係）

(1)　機構は、拠出金の納付義務者が納付期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならないこととした。

(2)　機構は、(1)により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発することとした。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して一〇日以上経過した日でなければならないこととした。

(3)　機構は、(1)による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び(5)による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、総務大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができることとした。

(4)　(3)による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例によることとした。

(5)　機構は、(1)により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年一四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができることとした。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでないこととした。

(六)　提出及び公表（第一八条の六関係）

日本郵便株式会社は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、当該年度の前年度において郵便局ネットワークの維持に要した費用の額、(二)の(4)により通知された(二)の(2)のイに掲げる額及び(二)の(1)により交付された交付金の額を記載した書類を機構に提出するとともに、これを公表しなければならないこととした。

財務及び会計等関係

(一)　区分経理（第一九条関係）

機構は、郵便局ネットワーク支援業務について、他の業務と経理を区分し、新たに郵便局ネットワーク支援勘定を設けて整理しなければならないこととした。

(二)　利益及び損失の処理の特例等（第二五条第三項関係）

機構は、郵便局ネットワーク支援勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならないこととした。

(三)　長期借入金（第二六条関係）

機構は、郵便局ネットワーク支援業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができることとした。

(四)　審議会等への諮問（第三二条の二関係）

総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならないこととした。

(1)　3の(二)の(2)のイ又は3の(三)の(2)の総務省令を定めようとするとき。

(2)　3の(二)の(3)又は3の(三)の(3)による認可をしようとするとき。

5　罰則関係（第三八条及び第三八条の二関係）

所要の罰則を整備することとした。

6　施行期日等

(一)　交付金の交付等に関する経過措置（改正法附則第二条関係）

3の(二)の(1)及び3の(三)の(1)は平成三一年四月一日の属する年度から、3の(六)は当該年度の翌年度から適用することとした。

(二)　検討（改正法附則第四条関係）

交付金の交付に関する規定その他の新法の規定については、新法の施行の状況等を勘案し、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすることを確保するために郵便局ネットワークを維持する観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて速やかに所要の措置が講ぜられるものとすることとした。

(三)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（法律第四二号）（文部科学省）

一　文化財保護法の一部改正関係

1　管理責任者の選任

重要文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は登録記念物の所有者は、適切な管理のため必要があるときは、9の文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財、登録有形文化財、